午後２時００分　開会

議　長	ただいまの出席委員は１２人中１０名です。 定足数に達しておりますので第３４回新城市農業委員会総会を開会します。
議　長	日程第１の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。 （異議なし） 異議ないものと認め指名いたします。 農業委員６番委員 農業委員７番委員にお願いします。
議　長	それでは日程第２の議案の審議に入ります。 始めに第１４２号議案の農地法第３条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第１４２号議案について説明いたします。 議案書２ページをご覧ください。所有権移転７件、地上権設定１件です。 お手元の「農地法第３条許可の基準」に沿って説明させていただきます。 それでは、３ページをご覧ください。 申請番号１番。 譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、申請者と妻、母がおり、農作業歴は40年・35年・70年で、年間予定従事日数は150日、150日、60日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具はリースを予定しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で１分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は3,582.11㎡です。権利取得後は、蔬菜・根菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。 申請番号２番。 譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、申請者・妻がおり、農作業歴は50年・40年、年間予定従事日数は280日・250日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。 申請地は譲受人の自宅から自動車で３分であり、通作に問題はありません。 取得後の経営予定面積は16,433.44㎡で、権利取得後は、水稲の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。 申請番号３番。 譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は５年、年間従事予定日数は250日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。 申請地は譲受人の購入予定の自宅から自動車で５分の距離にあり、通作に問題はありません。 取得後の経営予定面積は15,632㎡で、権利取得後は、水稲・柿の作付けを予定しており、周辺

	農地に支障をきたしません。 　以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。 　申請番号４番 　譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は、40年・20年、年間従事予定日数は150日・150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。 申請地は譲受人の自宅に隣接しており、通作に問題はありません。 取得後の経営予定面積は873㎡で、権利取得後は、香花、白菜、大根の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 　以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。 　申請番号５番 　譲受人は新規就農のため、また譲渡人は生前贈与のため、無償譲渡により所有権移転するものです。 農業従事者は、申請者と夫がおり、農作業歴はともに10年、年間予定従事日数は共に120日で、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は譲受人の購入した自宅から自動車で20分であり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は664㎡で、権利取得後は、水稲、白菜、大根の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。 　申請番号６番（地上権） 　地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために、地上権の設定により申請するものです。設定者は相手方要望のため貸しつけます。 地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、設定者はパネル下部に榊を作付けし、申請地を耕作していきます。 　周囲の営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置しますが、日陰部分についても営農に問題はないと思われます。また現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものではなく、権利の設定には問題ないと考えます。 　申請番号７番 　譲受人の規模拡大のため、また譲渡人は遠隔地在住及び相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は１０年、年間予定従事日数は１５０日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。 申請地は譲受人の購入した自宅から１～２分（２０～８０ｍ）であり、通作に問題はありません。 取得後の経営予定面積は2，327㎡で、権利取得後は、花木の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 　申請番号８番 この案件について、譲受人は婚約を機に農地付き住宅購入による新規就農のため、また、譲渡人は令和３年６月に３条許可により農地を取得したが、休日に行き来し耕作することが想定以上に厳しく、だんだん来られない日が多くなったこと及び相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は申請者が高校在学時の１年で、今後は愛知東農協営

	農センターのサポートを受ける予定です。年間従事日数は、譲受人は１００日あり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具は譲受人から譲り受け、所有しています。 申請地は譲受人の購入予定の自宅から徒歩で２分（５０ｍ）の距離にあり、通作に問題はありません。 取得後の経営予定面積は2,685.61 ㎡で、権利取得後は、栗、柿、梅、ブルーベリー、ゆず、みかん、はっさく、キウイの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上、申請番号１番から８番について、許可することを原案といたします。 第１４２号議案の説明を終わります。
議　長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議　長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議　長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議　長	第１４２号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数）
議　長	賛成多数と認め第１４２号議案は原案のとおり決定いたします。
事務局	次に第１４３号議案の農地法第５条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。 第１４３号議案について説明させていただきます。 所有権移転４件、使用貸借権設定３件です。 申請番号１ 譲受人は東京都に本社をおく、太陽光発電設備システムの施工・販売を行う法人です。事業拡大のため、適地を探していたところ、それぞれ管理困難となっていた地権者たちと売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。 農地区分は表の第２種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第３種農地を確保できなかったことから、第２種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。 申請番号２番。 譲受人は、三重県在住で建設業を営んでおります。東三河方面での仕事が増え、事業効率化のためにあらたな拠点となる適地を探していたところ、管理困難となっていた地権者との売買の合意に至り、申請地を駐車場・宅地敷地とするものです。 農地区分は表の第２種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第３種農地を確保できなかったことから、第２種農地の許可基準を満たします。 なお、以前より駐車場として利用しいたことに対する始末書が添付されてます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。 申請番号３番。 借人は豊川市にて、夫とアパートにて暮らしております。今後の将来設計を見据えて持ち家

	の検討をしています。夫婦に自己所有地がなく、祖父所有地の一部を借り受ける話がまとまり、申請地に分家住宅を建築するものです。 　農地区分は表の第２種農地の③に該当します。本件は、周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、許可基準を満たします。 　次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。建ぺい率２９．２３％であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。 　申請番号４番。 　譲受人は現在豊橋市に在住で板金塗装業を営んでおります。今般、事業の集約化を図り、車両保管場所となる適地を探していたところ、管理困難となっていた地権者との売買の合意に至り、申請地を駐車場とするものです。 　農地区分は表の第２種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第３種農地を確保できなかったことから、第２種農地の許可基準を満たします。 　次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率１００％であり、、排水方法、日照等の問題はなく、周辺住民へ説明の上承諾を得ており、周辺農地等営農への支障はないと思われます。 　申請番号５番。 　借人は市内にて土木建設業を営む法人です。工事で発生した残土の運搬先確保に苦慮していました。また借人たちは所有農地の営農条件が悪いために耕作放棄地状態としていたため、借人の希望に応え、当該地を一時的に残土処分場とするものです。造成後は山土で仕上げ畑地として用地返却をするものです。 　なお、事業用地が 3,000 ㎡を超えるため、県農業会議の諮問案件となります。 　農地区分は表のいずれにも該当しない農地であるため、第２種農地に該当します。本件が、農地以外の土地や第３種農地を確保できなかったことから、第２種農地の許可基準を満たします。 　次に転用許可の一般基準についてですが、自己資金でまかなう計画で、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率 100%であり、復元計画もあり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。 　申請番号６番。。 　借人は名古屋市在住で、会社勤務の傍らで所有農地にて太陽光発電事業を行い、売電収入を図る計画です。所有農地の中で平坦地かつ日照を確保でき、また共同所有者である母との合意が得られたため当該地に一時的に営農型発電設備を設置するものです。パネル下部の作付けは、榊を予定しております。 　農地区分は、農用地区域内農地です。一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があるものであり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものですので、農振農用地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 　次に転用許可の一般基準についてですが、いずれも全額借入金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。復元計画もあり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。
議　長	以上、議案６件につき許可相当意見とすることを原案といたします。 　議案の説明を終わります。
議　長	事務局の説明が終わりました。 　担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議　長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議　長	第１４３号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議　長	（賛成多数）
議　長	賛成多数と認め。当該議案については原案のとおり決定いたします。
議　長	次に、１４４号議案買受適格証明願について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第１４４号議案について、説明します。議案書８ページをご覧ください。 農地法第５条の規定による入札参加目的のための買受適格証明願に対する意見の決定についてが１件になります はじめに買受適格証明願いについて説明します。 裁判所の競売、国税局や税務署の公売にかかった農地の入札に参加する場合、３条や５条などの農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明する書類が求められます。これを「買受適格証明」といいます。 落札後の利用方法を農業委員会で事前に審査し、県又は農業委員会から証明書を発行し、それをもってはじめて入札に参加ができます。農地を取得できない者が最高買受人になるのを未然に防ぐため、入札参加者をこの証明を有している者に限定するという取扱いがなされています。 それでは案件の説明に入ります。番号１番。当該地は、国税滞納処分による公売にかけられた土地であり、入札参加目的のための願出となります。こちらの証明を受けなおかつ当該地の落札者となった者が、農地法５条の規定による許可申請へとすすむ流れとなります。 本案件では、入札後については、当該農地を駐車場、コンテナ置き場として利用しているため、現況と登記の是正すべく転用申請予定とあります。 なお、以前より雑種地としていたことに対する始末書が添付されています。 農地区分は駅よりおおむね300m以内にある農地に該当するため、第３種農地と判断しました。第３種農地であるため、許可ができるものとなります。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、利用率100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はなくとやむを得ないものと思われます。 以上、第１４４号議案について、許可相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上です。
議　長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議　長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議　長	第１４４号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数）
議　長	賛成多数と認め。当該議案については原案のとおり決定いたします。
議　長	次に、第１４５号議案改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第１４５号議案について説明させていただきます。議案書１３ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定９件、議案書１０ページをご覧ください。

	（議案書のとおり説明） 以上、番号１番から９番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第１４５号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります
議　長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議　長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議　長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議　長	第１４５号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数）
議　長	賛成多数と認め、第１４５号議案について原案のとおり決定いたします。
議　長	第１４６号議案について、農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の見直しに係わる意見の決定について上程します。
事務局	（議案書のとおり説明）
議　長	以上、適当であるを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります。
議　長	事務局の説明が終わりました。 ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議　長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議　長	第１４６号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数）
議　長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
議　長	それでは、議案書をご覧ください。 報告第1から第4、報告案件計２８件について説明いたします。
事務局	（議案書のとおり説明）
議　長	以上で説明を終わります。
議　長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議　長	ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。 以上をもちまして第３４回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。